いて同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

$M_{12}$ ＝ 0.0300
$M_{13}$ ＝ 0.0318
$M_{14}$ ＝ 0.0212
$M_{15}$ ＝ 0.0245
$M_{16}$ ＝ 0.0247
$M_{17}$ ＝ 0.0249
$M_{18}$ ＝ 0.0238
$M_{19}$ ＝ 0.0238
$M_{20}$ ＝ 0.02395
$M_{21}$ ＝ 0.0243
$M_{22}$ ＝ 0.0239
$M_{23}$ ＝ 0.0231
$M_{24}$ ＝ 0.0226
$M_{25}$ ＝ 0.0226
$M_{26}$ ＝ 0.0118
$M_{27}$ ＝ 0.0090
$M_{28}$ ＝ 0.0021
$M_{29}$ ＝ 0.0020
$M_{30}$ ＝ 0.00162

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成 6 年 3 月 31 日付け鉄財第 98 号、自治企一第 37 号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の 6 月 1 日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発

いて同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

$M_{12}$ ＝ 0.0300
$M_{13}$ ＝ 0.0318
$M_{14}$ ＝ 0.0212
$M_{15}$ ＝ 0.0245
$M_{16}$ ＝ 0.0248
$M_{17}$ ＝ 0.0249
$M_{18}$ ＝ 0.0238
$M_{19}$ ＝ 0.0238
$M_{20}$ ＝ 0.0253
$M_{21}$ ＝ 0.0243
$M_{22}$ ＝ 0.0239
$M_{23}$ ＝ 0.0232
$M_{24}$ ＝ 0.0227
$M_{25}$ ＝ 0.0124
$M_{26}$ ＝ 0.0119
$M_{27}$ ＝ 0.0018
$M_{28}$ ＝ 0.0021
$M_{29}$ ＝ 0.0020

N　地下鉄緊急整備事業（「地下鉄緊急整備事業について」（平成 6 年 3 月 31 日付け鉄財第 98 号、自治企一第 37 号）に基づき施行する事業（第三セクターが実施する事業を含む。）をいう。）の地方単独整備区間に係る事業費に充てるため平成 6 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の 6 月 1 日以降に借り入れた地方債を除く。以下「地下鉄緊急整備事業債」という。）（大阪市において事業承継前に発行について同意又は許可を得た地方債を含む。）の当該年度における元利償還金を基礎として総務大臣が算定して通知した額

O　地下鉄事業続特例債及び昭和 58 年度から平成 2 年度までの各年度において発行を許可された地下鉄事業の当該年度における支払利息相当額を対象として総務大臣が調査したものの当該年度における支払利息のうち、当該地方債の年利率の 1.2 パーセントの範囲内で発